

目黒区立住区会議室指定管理者選定評価実施方針について

1 経緯

施設の運営管理については、「目黒区基本計画 第三次総合 10 か年計画」（計画期間：平成 6 年度～15 年度）において、「住区センターが区民のコミュニティ活動の拠点として十分機能するよう、住区住民会議による自主管理の徹底を図る」とし、受付等管理業務を各住区住民会議に委託してきた。

その後、平成 15 年 9 月の地方自治法改正で、指定管理者制度が創設されたことに伴い、区は、公の施設に関し、利用承認等の権限を含めて一括して行使できる指定管理者制度を有効に生かす観点から、「指定管理者制度の基本方針」（以下「基本方針」という。）に沿いながら、住区会議室において指定管理者制度を採用してきたところである。

平成 18 年度から 3 年間の移行措置を経て、平成 21 年度から 30 年度まで、5 年ごとの各指定期間の指定管理者については、当該施設の設置目的や施設管理が区のコミュニティ施策と密接に関連することから、各住区住民会議を「公募の特例」により指定してきたものである。

今般、住区会議室に係る指定管理期間の期限（平成 30 年度末）を迎える中、次期指定管理者の選定にあたっての基本的事項を基本方針に基づき定めるため、指定管理者選定評価実施方針を策定することとした。

2 対象施設

別表のとおり

3 実施方針

別紙のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

平成 30 年 6～9 月 選定評価委員会を設置

選定評価委員会において評価の実施

平成 30 年 10 月 指定管理者候補者の決定

平成 30 年 11 月 仮協定締結、指定管理者の指定に関する議案を区議会に提出

平成 30 年 12 月 選定結果公表

平成 31 年 4 月 協定の締結（基本協定、年度協定）、指定管理業務の開始

以 上

(別 表)

住区会議室指定管理者評価対象施設一覧

No.	施 設 名	被選定者	施設所管課・所
1	駒場住区住区会議室	駒 場 住 区 住 民 会 議	北部地区サービス事務所
2	菅刈住区住区会議室	菅 刈 住 区 住 民 会 議	〃
3	東山住区住区会議室	東 山 住 区 住 民 会 議	〃
4	烏森住区住区会議室	烏 森 住 区 住 民 会 議	〃
5	中目黒住区住区会議室	中目黒住区住民会議	東部地区サービス事務所
6	田道住区住区会議室	田 道 住 区 住 民 会 議	〃
7	田道住区三田分室 住区会議室	〃	〃
8	下目黒住区住区会議室	下目黒住区住民会議	〃
9	不動住区住区会議室	不 動 住 区 住 民 会 議	〃
10	上目黒住区住区会議室	上目黒住区住民会議	中央地区サービス事務所
11	油面住区住区会議室	油 面 住 区 住 民 会 議	〃
12	五本木住区住区会議室	五本木住区住民会議	〃
13	鷹番住区住区会議室	鷹 番 住 区 住 民 会 議	〃
14	月光原住区住区会議室	月光原住区住民会議	南部地区サービス事務所
15	向原住区住区会議室	向 原 住 区 住 民 会 議	〃
16	碑住区住区会議室	碑 住 区 住 民 会 議	〃
17	原町住区住区会議室	原 町 住 区 住 民 会 議	〃
18	大岡山東住区住区会議室	大岡山東住区住民会議	〃
19	大岡山西住区住区会議室	大岡山西住区住民会議	西部地区サービス事務所
20	中根住区住区会議室	中 根 住 区 住 民 会 議	〃
21	自由が丘住区住区会議室	自由が丘住区住民会議	〃
22	自由が丘住区宮前分室 住区会議室	〃	〃
23	八雲住区住区会議室	八 雲 住 区 住 民 会 議	〃
24	東根住区住区会議室	東 根 住 区 住 民 会 議	〃

目黒区立住区会議室指定管理者選定評価実施方針

1 評価実施方針の位置づけ

本実施方針は、「指定管理者制度活用の基本方針」（平成 17 年 1 月制定、平成 20 年 5 月最終改定。以下「基本方針」という。）中の公募の特例を適用し、平成 31 年 3 月に指定期間が満了する住区会議室の管理業務を継続して指定管理者制度により行うための選定評価に関する方針（以下「選定評価実施方針」という。）を定めるものである。

2 評価に関する基本事項

目黒区立住区会議室条例第 16 条第 1 項の規定に基づき提出された申請書及び事業計画書等の添付書類をもととした評価にあたっては、以下の考え方および評価項目に従って総合的に評価する。

(1) 評価項目の考え方

指定管理者が、住区会議室の設置目的及び会議室の機能を十分に果たしていけるよう、目黒区立住区会議室条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、以下の考え方に従って評価項目を定める。

- ① 住区会議室の効用を最大限に発揮することができること。
- ② 住区会議室の運営に関して平等利用を確保することができること。
- ③ 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- ④ 効率的な管理運営ができること。
- ⑤ 法令及び条例その他規程を遵守し、適正な管理運営ができること。

(2) 評価項目

評価項目の考え方に基づき、提出された事業計画書等の内容が被選定者たる住区住民会議（以下「被選定者」という。）が住区会議室を拠点としてコミュニティ形成に資する取組みを行うものとなっているか、利用者の安全確保等適切な施設の管理運営を行うものとなっているかなどの点を以下の項目に沿って判断し総合的に評価する。

① サービスの実施に関する事項

- ア 施設の適正な管理運営
- イ 施設利用の利便性向上への取り組み
- ウ 利用者の満足度向上への取り組み
- エ 従事者の技術や接遇を向上させる体制

② 経営能力に関する事項

- ア 良好な施設・設備の維持への取り組み
- イ 危機管理・安全対策への取り組み

ウ 適正な執行体制の確保及び法令等の遵守

エ 情報管理の取り組み

オ 管理運営の効率化

③ 施設の効用を高める事項

3 選定評価委員会の設置と役割及び手順

(1) 区として指定管理者候補者の選定評価していくため、その取りまとめの組織として区職員と学識経験者・区民により構成する「目黒区立住区会議室指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）を設置する。

(2) 選定評価委員会は、被選定者から提出された書類及びこれまでの実績等に関する資料について選定評価実施方針に基づき評価の上、その結果を取りまとめる。

ア 事前評価

選定評価委員会による評価に先立ち、住民会議を所管する各地区サービス事務所長は、被選定者から提出された書類及びこれまでの実績等について評価項目に従って、あらかじめ評価する。

イ 選定評価委員会評価

選定評価委員会評価は、被選定者から提出された書類及びこれまでの実績等に関する資料と事前評価の結果をもとに評価項目に沿って総合的に評価する。

(3) 区は、評価の取りまとめに応じて、指定管理者候補者を決定し、区議会に指定の議案を提出する。

(4) 区議会の議決を経て指定管理者を決定する。

4 評価に関する情報の公表

評価にあたっての評価項目（案）等を選定評価委員会で取りまとめた後公表する。合わせて、選定評価委員会の構成員を公表する。

5 指定手続きに関する基本事項

(1) 対象施設の名称

対象施設の名称・被選定者は別表のとおりとする。

(2) 管理業務の範囲

ア 住区会議室の利用承認、不承認、制限その他利用に関する業務

イ 施設および器具等の日常の維持管理に関する業務

* 清掃業務や警備業務等いわゆるビルメンテナンス業務は含まない。

(3) 指定管理期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、上記期間終了後継続可否の判断を改めて行うこととする。なお、区有施設の見直し計画上の具体化の状況によっては、今後締結する新たな協定書に指定の見直しもありうる。

(4) 個人情報保護

指定管理者に対し、目黒区個人情報保護条例の規定を適用することとし、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報保護の取り扱いと事故が生じた場合の対応を定める。

(5) 利用料金制

利用料金制は適用しない。

(6) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の状況を評価するため、事業報告のほか利用者へのアンケート調査を求め、これらに基づいて、管理運営状況を継続的に評価する。

6 今後の予定

平成 30 年	6～9 月	選定評価委員会を設置 選定評価委員会において評価の実施
平成 30 年	10 月	指定管理者候補者の決定
平成 30 年	11 月	仮協定締結、指定管理者の指定に関する議案を区議会に提出
平成 30 年	12 月	選定結果公表
平成 31 年	4 月	協定の締結（基本協定、年度協定）、指定管理業務の開始

以 上

(別 表)

住区会議室指定管理者評価対象施設一覧

No.	施 設 名	被選定者	施設所管課・所
1	駒場住区住区会議室	駒 場 住 区 住 民 会 議	北部地区サービス事務所
2	菅刈住区住区会議室	菅 刈 住 区 住 民 会 議	〃
3	東山住区住区会議室	東 山 住 区 住 民 会 議	〃
4	烏森住区住区会議室	烏 森 住 区 住 民 会 議	〃
5	中目黒住区住区会議室	中目黒住区住民会議	東部地区サービス事務所
6	田道住区住区会議室	田 道 住 区 住 民 会 議	〃
7	田道住区三田分室 住区会議室	〃	〃
8	下目黒住区住区会議室	下目黒住区住民会議	〃
9	不動住区住区会議室	不 動 住 区 住 民 会 議	〃
10	上目黒住区住区会議室	上目黒住区住民会議	中央地区サービス事務所
11	油面住区住区会議室	油 面 住 区 住 民 会 議	〃
12	五本木住区住区会議室	五本木住区住民会議	〃
13	鷹番住区住区会議室	鷹 番 住 区 住 民 会 議	〃
14	月光原住区住区会議室	月光原住区住民会議	南部地区サービス事務所
15	向原住区住区会議室	向 原 住 区 住 民 会 議	〃
16	碑住区住区会議室	碑 住 区 住 民 会 議	〃
17	原町住区住区会議室	原 町 住 区 住 民 会 議	〃
18	大岡山東住区住区会議室	大岡山東住区住民会議	〃
19	大岡山西住区住区会議室	大岡山西住区住民会議	西部地区サービス事務所
20	中根住区住区会議室	中 根 住 区 住 民 会 議	〃
21	自由が丘住区住区会議室	自由が丘住区住民会議	〃
22	自由が丘住区宮前分室 住区会議室	〃	〃
23	八雲住区住区会議室	八 雲 住 区 住 民 会 議	〃
24	東根住区住区会議室	東 根 住 区 住 民 会 議	〃